

第9期東京地方労働審議会第1回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月13日(火) 午後2時30分から午後4時10分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 国共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員3名 家内労働者代表委員2名 委託者代表委員3名

4 議事録

課長補佐 定刻になりましたので、第9期東京地方労働審議会第1回家内労働部会を始めさせていただきます。私は、賃金課長補佐の細谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の家内労働部会は第1回目ですので、資料1の第9期東京地方労働審議会家内労働部会委員名簿により委員の皆様をご紹介させていただき、あわせて定足数の確認をさせていただきます。

初めに公益代表委員です。

梶原委員です。

梶原委員 よろしくお願いいたします。

課長補佐 権丈委員です。

権丈委員 よろしくお願いいたします。

課長補佐 谷田部委員です。

谷田部委員 よろしくお願いいたします。

課長補佐 3名全員のご出席をいただいております。

次に、家内労働者代表委員です。

石川委員です。

石川委員 石川です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 佐藤委員です。

佐藤委員 よろしくお願いいたします。

課長補佐 田代委員につきましては、本日所用により欠席されております。

次に、委託者代表委員です。

石井委員です。

石井委員 石井でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 杉崎委員です。

杉崎委員 杉崎でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 山鼻委員です。

山鼻委員 山鼻です。よろしくお願いいたします。

課長補佐 3名全員のご出席をいただいております。

以上、委員定数9名のうち8名がご出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項で準用する同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしていることをご報告いたします。

賃金課長 部会長が選出するまでの間、司会進行を務めさせていただきます賃金課長の古賀と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、平成29年11月1日付で東京労働局長から、梶原委員におかれましては東京地方労働審議会委員、その他の委員におかれましては臨時委員としてそれぞれ任命されています。また、平成29年11月27日に開催されました第9期第1回東京地方労働審議会におきまして、岩村会長から家内労働部会委員として指名されていますので、ご報告いたします。

次に、委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長からお一人お一人に直接お渡しすべきところではございますが、まことに恐れ入りますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞご寛容のほど、お願い申し上げます。

ここで議事に先立ちまして、労働基準部長の鈴木からご挨拶申し上げます。

労働基準部長 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は皆様ご多用のところ、第9期東京地方労働審議会第1回家内労働部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、労働基準行政の推進につきまして、平素よりご支援、ご協力賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。

今日は第12次最低工賃改正計画に基づきまして、「婦人既製洋服製造業最低工賃」の今後の取扱いについてご審議いただきます。

ご承知のとおり、消費動向の変化ですとか、産業構造の変化、それから各種工業の機械化、そういったような中で、家内労働を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、委託者、家内労働者の数が大きく減ってきているというのが現状かというふうに思っております。ご承知のとおり、この婦人既製洋服製造業最低工賃につきましては、平成21年の改定以降、約9年間改正決定の諮問見送りを進めてきた経緯があるというところでございます。委員の皆様方には、このような最低工賃の現状などについて十分ご勘案の上、それぞれの立場から忌憚のないご意見、活発なご審議というものをお願いしたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 このたび、初めて本部会の委員に就任された方もおられますので、議事に入ります前に、東京地方労働審議会及び家内労働部会の位置付け等について、赤川主任賃金指導官から説明させていただきます。

主任賃金指導官 主任賃金指導官の赤川と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料27ページ、資料2(7)「東京労働局における審議会」というものをごらんください。

東京労働局が所管する労働行政全般について、調査審議する機関である東京地方労働審議会には、専門的調査または討議を行う部会が四つ置かれております。そのうち、家内労働関係のものとして、家内労働部会と最低工賃専門部会の二つがございます。

このうち最低工賃専門部会は、審議会が労働局長から最低工賃の改正について諮問を受けた場合に、その都度設置し、具体的な最低工賃額について調査審議を行うものであります。

これに対して家内労働部会は、最低工賃決定に係る事項以外の家内労働に関する事項について審議するための常設の部会です。

この家内労働部会に係る運営につきましては、資料25ページ、資料2(6)「東京地方労働審議会家内労働部会運営規程」に定められております

ので、ごらんください。

第1条では部会の議事運営は、厚生労働省組織令第156条の2、地方労働審議会令及び東京地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めによるとされておりまして、それぞれの規程につきましては、お手元の資料3ページから24ページまで資料2(1)から(5)としてお付けしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、最低工賃改正の手續についてご説明申し上げます。

最低工賃の改正に当たっては、労働局長は審議会に意見を求める諮問をいたしますが、諮問をするケースとして二つの場合がございます。一つは家内労働者または委託者からの申出があった場合。もう一つは、労働局長が改正の必要を認めるときに労働局長の判断で行う場合がございます。

本日議題となっております「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃」につきましては、現在、関係家内労働者、関係委託者のいずれからも改正の申出はありませんでしたが、本日の家内労働部会の議事の一つとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

賃金課長

それでは、議事(1)の部会長及び部会長代理の選出に入ります。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、委員及び臨時委員が選挙するとされております。従来から公益代表委員の間で互選していただき、家内労働者代表委員、委託者代表委員双方から、ご承認をいただくこととしてまいりました。今回も同じ方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長

それでは、従前のおり進めさせていただきます。

本会議に先立ち、公益代表委員の皆様には部会長候補が互選されておりますので、そのご報告を権丈委員にお願いいたします。

権丈委員

それでは、互選結果について報告いたします。

部会長候補には、梶原委員を推挙いたします。

賃金課長

ただいま、権丈委員より梶原委員を部会長にとのご推挙がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長 ご異議なしということですので、部会長には梶原委員の就任を決定させていただきます。

 なお、東京地方労働審議会運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員である部会が、その所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とするとされており、梶原部会長は、当部会の本審である東京地方労働審議会の委員であり、この規程が適用されますので、ご承知おきください。

 また、地方労働審議会令第8条第2項には、議事はこの会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定されており、同条第3項において家内労働部会の議事に準用するとされていますので、あわせてご承知おきください。

 それでは、部会長からご挨拶をいただき、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

梶原部会長 各委員におかれましては、本日お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。部会長を務めさせていただくことになりました、梶原でございます。

 ご案内のとおり、家内労働法は家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資することを目的として制定されております。

 昨今、経済情勢は好転しているとも言われておりますが、そうではない企業も少なからず存在し、そのような中で家内労働者の労働条件の確保、あるいは生活の安定を図っていくことは依然として重要な課題であり、当部会の担う役割も重要になっているところでございます。

 本日の会議の内容は、まず、東京における家内労働の概況と東京労働局の取組について事務局から説明を受け、これについて各委員からご意見などを出していただき、今後の行政運営の参考にしていただきます。

 また、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃改正に係る各種調査結果等について説明を受け、これについて各委員からご意見などをお伺いいたします。各委員におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、部会長代理の選出を行います。

部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長が指名することになっておりますので、部会長の私から、谷田部委員を部会長代理に指名させていただきます。

本日の部会では、「東京における家内労働の概況と東京労働局の取組」、「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について」などが議題として予定されております。

初めに、本日の部会は、東京地方労働審議会運営規程第5条第1項を、同規程第7条により準用し、公開の審議となっております。この件につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

課長補佐

本部会の傍聴について、平成30年2月27日から3月7日までを申込みの期間として本合同庁舎掲示板に公示し、あわせて当局のホームページに掲載いたしました。期間中に傍聴を希望する申出はありませんでした。

議事録は、東京地方労働審議会運営規程第6条第1項及び第2項を、同規程第7条により準用し、会議終了後、事務局で取りまとめ、各側委員に署名をお願いすることになっています。

梶原部会長

議事録の署名につきましては、公益委員は部会長の私が、家内労働者側委員は石川委員、委託者側委員は石井委員、それぞれよろしく願いいたします。

なお、議事録については、東京地方労働審議会運営規程第6条第2項に基づき、原則として公開することとされています。

次に、議事(2)の「東京における家内労働の概況と東京労働局の取組」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

賃金指導官

賃金指導官の天廣と申します。よろしく申し上げます。

初めに、東京の家内労働の概況と取組についてご説明いたします。「東京における家内労働の概況」と書いてある青いパンフレットの4ページをごらんください。

平成29年10月における東京都内の家内労働者数は、3,954人。補助者

は 201 人。これらを合計した家内労働従事者は 4,155 人で、委託者は 353 人となっております。これは、委託状況届などをもとに算定したものでございます。

家内労働者の業種別内訳を多い順に見ますと、日用雑貨、玩具、装身具、造花等を製造する「その他（雑貨）」が 1,144 人、男子・婦人服等を製造する「繊維工業」が 787 人、「電気機械器具製造業」が 511 人、革靴等を製造する「皮革製品製造業」が 507 人となっており、今まで申し上げた業種で全体の 75% を占めております。

次に、「東京における家内労働の概況」の 5 ページをごらんください。現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は「電気機械器具製造業」「婦人既製洋服製造業」「革靴製造業」の三つの業種についてありますが、それぞれの発効日は記載のとおりとなっております。

次に、労災保険特別加入の制度についてご説明いたします。「家内労働のしおり」と書いてあるパンフレットの 24 ページをごらんください。

労災保険は労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものですが、業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態から見て、一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、本人の希望により、任意に労災保険に特別加入できるようになっております。

対象となる具体的な作業については、この 24 ページの下の枠線で囲った中にあるとおり、プレス機械を使用して行う作業や有機溶剤を用いた靴やかばんなどの製造・加工などの作業が該当します。

また、「東京における家内労働の概況」の 22 ページをごらんください。この労災保険特別加入に加入している方の人数でございますけれども、平成 29 年 7 月末現在では、有機溶剤を使用する家内労働従事者が 3 団体 58 人、プレス機械・旋盤等を使用する家内労働従事者が 10 団体 76 人、合計 13 団体 134 人となっております。

特別加入家内労働従事者の保険給付状況は、「東京における家内労働の概況」の 24、25 ページのとおりであり、平成 28 年は 5 件でありました。

続いて「東京における家内労働の概況」の 3 ページをごらんください。

家内労働者の安全の確保や健康の保持及び就業条件の改善についての指導を行うために、家内労働安全衛生指導員制度が設けられており、東京では現在三つの労働基準監督署に1名ずつの指導員を配置しております。これらの指導員により、平成28年度は合計61件の実地指導を行いました。そのうち、改善すべき点が認められた12件について改善指導を行っております。主な指導内容は、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付・記入であります。

家内労働安全衛生指導員指導結果の詳細につきましては、「東京における家内労働の概況」の26ページにまとめておりますので、ごらんください。

労働基準監督官による家内労働に関する監督指導につきましては、問題を把握した場合に実施することとされており、28年度は労災保険特別加入制度による労災保険の給付請求から、休業4日以上請求があった2件のうち、1件については、家内労働者の方が委託者名を明かしたくないということで、もう1件につきましては、家内労働者の方が複数の委託者から受託したため、災害が発生したときの委託者名を失念してしまったということで、監督指導の実施にまでは至っておりません。

29年度につきましては、休業4日以上請求があった1件について監督指導を実施し、家内労働死傷病届の未提出等について指導を行いました。

また、29年度の通常の臨検監督の中で、家内労働法違反を是正勧告した事案は2件となっており、内訳は、最低工賃の不払、家内労働手帳の未交付、委託状況届の未提出などでございます。

「東京における家内労働の概況」の2ページに戻っていただきまして、4の「広報活動の実施状況」をごらんください。広報活動としましては、大きく分けると三つ行っております。

一つ目は、リーフレットの配布です。これは、東京労働局自体や、その傘下の労働基準監督署はもちろんのこと、東京都や区市町村の行政機関、主な委託者団体・家内労働団体等に家内労働関係のリーフレットをお送りし、委託者や家内労働者への配布をお願いしております。

二つ目は、ホームページの活用です。これは、東京労働局のホームページに掲載することによって行っているものです。掲載内容は、家内労働法

の概要や最低工賃の一覧表、労災保険特別加入制度に関することなどになります。また、委託状況届、家内労働手帳等の各種様式も、ホームページからダウンロードできるようになっております。

三つ目は、他機関の広報誌やホームページへの掲載です。これは、昨年4月に改正された革靴製造業最低工賃や委託状況届の提出等について、東京都や区市町村の行政機関、主な委託者団体・家内労働団体等の広報誌やホームページに掲載をお願いしたものであります。

次に、委託状況届についてご説明いたします。「家内労働のしおり」と書いてあるパンフレットの18ページをごらんください。

家内労働法では、委託者は委託する仕事の内容や家内労働者数について、毎年4月1日現在の状況を4月末までに労働基準監督署に届け出なければならないと規定されているもので、東京労働局としましては、これをもとに家内労働者数や委託者数、委託内容などを把握しているものであります。

しかしながら、実際にはなかなか提出いただけておらず、届出件数が実態を大幅に下回っていた時期がありました。過去の家内労働部会でも、その点のご指摘がございましたので、平成27年以降、毎年、家内労働の委託をしている可能性のある事業場に対して、「委託状況届の提出期限は4月30日です」という説明のリーフレットとともに、委託状況届の用紙を郵送して、委託状況届の届出を推進するための取組を行っております。その結果、委託状況届の届出件数が、平成26年には72件でしたが、平成27年には174件、28年には371件、29年には318件と大幅に増加をして、実態に近い数字となってきたところでございます。

私からの説明は以上です。

梶原部会長

ありがとうございました。

それでは何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

特にないということよろしいでしょうか。

佐藤委員

ちょっとよろしいでしょうか。

今、指導官のほうからお話があった中での、指導員による指導結果についてはペーパーとして出されてるんですけども、監督官が指導したということで家内労働死傷病届を提出させたとか、幾つか口頭で報告された中身

というのは文章にはしていただけないのでしょうか。ぜひ貴重な結果だというふうに思いますし、今まで余りそのような報告はお聞きしたこともなかったのですが、是非ペーパーで出していただければありがたいなということと、それから今、最後のほうで言われた委託状況届の届出件数が現実の委託者数に近い数になったということは、相当労働局なり監督署のほうで努力をされた結果だろうというふうに思っています。ただ、「東京における家内労働の概況」の4ページには、29年度の委託者数は353ということになっていますが、届出の関係での数字はまた違うと思うんですよね。そういう点では、これとの関係と、それから今、指導官が報告された労働局としてつかまれている委託状況届の実態というのも、ぜひ年度ごとに数値化して資料として出していただいたほうが非常にいいのかなというふうに思いますので、両方含めてお願いできればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

賃金課長

最初のお話の監督指導の結果の件ですが、いわゆる臨検監督にかかわる部分で、所掌は監督課が担当する部分になりますので、文書としてどんな形で出せるか監督課と協議した上で、皆さんにどうお示しするか検討させていただきたいと思います。

2点目の委託状況届の数ですが、今日ちょっとご用意してなかったので申しわけないんですが、数としてはかなりの督促をかけてやっておりますので、かなり実態に近い数にきてるなと思っておりますが、あわせてどんな形でご提供するか検討しますので、少々お時間をいただければと思います。

労働基準部長

家内労働に関する監督件数が一定の数あって、それを分析したというのであれば、それを出すことは構わないかと思っているのですが、結果としてこういったものなので、賃金課で「事例」というような形での紹介ということであればできるのかなというふうに思っていますが、取扱いについては検討させていただきたいと思っています。

梶原部会長

ほかにいかがでしょうか。

石井委員

指導官のほうからご説明がありました東京における家内労働の概況で、一番最後に別表ということで指導結果の内訳を記載した資料が添付さ

れてますけれども、これは指導委託者数 12、指導件数は最後の「危害防止のための必要な援助」の 1 を含めると 13 になるんですけれども、これは 1 委託者で複数の項目が改善が必要だということで認められたのでしょうか。それとあと、改善を指導した件数というふうになってますけれども、指導した結果、違反状況がなくなったという理解でよろしいでしょうか。

賃金指導官 これにつきましては、1 委託者について複数の指導を行ったということでございます。

労働基準部長 理論上考えれば、例えば繊維工業では指導委託者数 3 に対して、指導件数が 3 で、指導件数の全てが委託状況届の未届ですから、指導件数 1 件に対して一つ、委託状況届の未届の違反があったということでしょうけど、なめし革・同製品・毛皮製造業でいうと指導委託者数が 5 件なのですが、これは多分、全ての指導件数を足せば 6 になりますので、1 事業場は複数の指導事項があったというふうに、これは読めるのかなと。ちょっとわかりづらくて申しわけないのですが、次回工夫したいと思います。

だからそういう意味で言うと、大体 1 事業場あたりの指導件数は一つで、このなめし革のところだけ複数になってるということになるのですか。

賃金指導官 そういうことでございます。

石井委員 まあ、こう言ってはいけないのかもわかりませんが、重大な違反ということではなくて、形式的と言いますか、委託者についても悪意があったということではないと思いますけれども。

梶原部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局は各委員の意見を踏まえ、今後の行政に生かしていただくようお願いいたします。

それでは引き続きまして、議事（3）の「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について」に関し、事務局からご説明をお願いいたします。

賃金指導官 まず、最低工賃の新設・改正計画についてご説明いたしたいと思います。資料の 29、30 ページをごらんください。

これは、平成 28 年度から 30 年度までの第 12 次最低工賃新設・改正計画について、本省が地方局に対して指示した通達でございますけれども、ここにあるとおり、厚生労働省、各労働局では、昭和 58 年度から最低工賃の

新設、改正、廃止に関して、3年を周期とする計画を策定して、順次、必要な改正等を進めているところであります。

資料31ページをごらんください。これは、各労働局の3か年計画を一覧にしたものであり、全国で設定されております108の最低工賃が計画の対象となっております。

このうち、第12次最低工賃新設・改正計画では、東京労働局では、年度順に「革靴」「婦人既製洋服」「電気機械器具」の最低工賃の改正が計画されており、平成28年度は革靴について改正審議を進め、29年4月26日に改正発効いたしました。平成29年度は婦人既製洋服の改正が計画されているところであります。

最低工賃改正の判断基準についてご説明いたします。最低工賃新設・改正計画における具体的な対応についてですが、もう一度、29、30ページをごらんください。29ページの1の(1)計画的な改正についてですが、原則として改正の実現を目標とするとされております。

一方、次の30ページの1の(3)改正諮問の見送りに記載されているとおり、委託者の業種における景況、受注量の減少のため、最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合については、地方労働審議会家内労働部会等において、公労使三者の了解を得て、改正諮問の見送りを行うこととなっております。

さらに、その下の「3 最低工賃の統合又は廃止の検討について」に記載されているとおり、最低工賃が適用される家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、統合又は廃止を検討するとされております。

このように、既に設定されている最低工賃につきましては、大きく分けると「改正」「改正諮問の見送り」「統合又は廃止」の三つの方法がございます。

東京労働局として、今回、婦人既製洋服製造業最低工賃の見直しを行うために実態調査を実施いたしました。資料4にその結果を取りまとめてあります。

資料の47ページをごらんください。これは、婦人既製洋服製造業に該当

すると思われる事業場に調査票を郵送し、家内労働者の人数や工賃単価など、家内労働に関する実態調査を実施いたしました。その結果になります。

なお、調査対象者は委託者と家内労働者の双方についてですが、事務局では家内労働者の氏名や住所を把握できていないため、家内労働者宛の調査票も委託者に郵送し、委託者から家内労働者に渡してもらうようにしました。

そのうち、調査数、回答数につきましては、47ページの「4 調査の状況」のところの表に記載しております。具体的には、委託者については黄緑色の表でございまして、そのうちの上の「今回」とありますのが今年度実施したもので、下の「前回」とありますのは、参考までに3年前に実施したものを記載しております。今回につきましては、361社に対し調査票を送り、この中で回答がありましたのが297社、そのうち婦人既製洋服製造業に該当し、現に事業を継続しているのが87社でございました。この87社のうち、家内労働者に何らかの仕事を委託しているのが29社、さらにそのうち、家内労働者に出している仕事が、最低工賃が決められている工程であるのが12社でございました。

調査票を送った件数が、前回の274社よりも大幅に増加していますが、これは今まで事務局が把握していない委託者が存在する可能性があるため、幅広に調査票を送付したためであります。

家内労働者については紫色の表でございまして、1,183人に対し調査票を送ったと記載していますが、先ほど申し上げたとおり、委託者に調査票を送付する際、家内労働者用の調査票も同封しました。その際、各委託者の委託する家内労働者数は不明ですので、10名分程度ずつ同封しました。その合計が1,183人となりますので、正確には配付した調査票の総数ということになります。

この中で回答がありましたのが41人、そのうち、婦人既製洋服製造業に該当する委託者から仕事を受けているのは27人でした。この27人のうち、現在はたまたま仕事をしていない1人を除く26人が仕事を受託しており、さらにそのうち、委託者から受けている仕事が、最低工賃が決められてい

る工程であるのが 10 人でした。

次に、この調査や各種の統計指標等を踏まえ、婦人既製洋服製造業最低工賃の見直しについての検討結果をご説明いたします。

資料の 34 ページをごらんください。まず、婦人既製洋服製造業の最低工賃が適用される家内労働者数についてご説明いたします。

これは、委託状況届をもとに東京労働局で作成したもので、平成 23 年以降の婦人既製洋服製造業最低工賃が適用される委託者数と家内労働者数を記載したものです。これによると、平成 29 年時点での家内労働者数は 75 人となります。その下に、括弧として 92 名と記載しています。また、欄外の※2として、委託者通信調査により補正をした数値と記載しています。この点についてご説明いたします。

資料の 49 ページをごらんください。これは、先ほど申し上げた実態調査のうち、委託者からの調査票の回答をまとめた部分になります。そのうちの上の「3 平成 29 年 8 月中に仕事を委託した家内労働者数について」ですが、これは昨年 8 月中に仕事を委託した家内労働者数を記載しています。この表のうち、上には婦人既製洋服製造業のまとめについてとなっており、さらに家内労働者の居住地が都内と都外に分かれています。ここに記載しているとおり、都内の人数は 44 人となっており、これも婦人既製洋服製造業最低工賃が適用される家内労働者数となります。

委託状況届から算出した 75 人と、委託者からの調査票の回答から算出した 44 人を加えると 119 人となりますが、この中には同一の委託者からのものが双方に計上されておりますので、その重なった人数を差し引くと 92 人となります。資料の 34 ページの右下の欄の (92) というのがそれになります。

次に、資料の 47 ページをごらんください。ここで、上の黄緑色の表にあるとおり、委託者からの調査では 47 社から回答がなされませんでした。しかし、この 47 社のうち何社かは、実際には家内労働者に委託をしているのではないかと考えられ、その何社かから委託を受けている家内労働者も何人かはいると思われるところです。そのため、婦人既製洋服製造業最低工賃が適用される家内労働者数は、92 人プラスアルファということで、100

人程度と推測したところであります。

次に、婦人既製洋服製造業最低工賃が適用される、家内労働者数の今後の見通しについてご説明いたします。

資料の49ページをごらんください。これは、委託者からの回答の部分ですが、そのうちの3の表については、年齢階層別の家内労働者数をまとめております。これによると、家内労働者の平均年齢は62.2歳となりました。

また、家内労働者からの調査からも同様の結果が出ております。資料の57ページをごらんください。これは、家内労働者からの回答をまとめた部分ですが、そのうちの真ん中からやや下の「年齢分布」と書いてある表については、年齢階層別の家内労働者数をまとめております。これによると、家内労働者の平均年齢は62.9歳となります。

委託者や業界団体などからの聞き取り調査においては、若年層が新たに家内労働者となるケースは少なく、家内労働者の高齢化は進行しているとのことであります。

このような状況から、婦人既製洋服製造業最低工賃が適用される家内労働者数について、減少のペースについては確たることは言えませんが、少なくとも今後、増加していくことは考えづらく、次第に減少していく傾向にあるものと考えております。

次に、実際の工賃単価と婦人既製洋服製造業最低工賃との比較についてご説明いたします。

資料の52ページをごらんください。これは、委託者からの回答の部分ですが、最低工賃に該当する工程、規格ごとに、その工賃単価と回答件数とまとめております。このうち、青く網掛けしているところが、工賃単価が最低工賃額を下回っている回答になり、全体の9.5パーセントあります。また、工賃単価が最低工賃額以上、1.1倍未満、つまり工賃単価が最低工賃額に近接しているものについては、5.6パーセントでした。逆に、工賃単価が最低工賃額の1.4倍以上であったのは45.2パーセント、2倍以上であったのは20.6パーセントありました。

また、この表の茶色に網掛けしているところが、回答があった工程、規格ごとの工賃額の平均額で、表の一番下の茶色の網掛けの部分が、全ての

工程、規格ごとの単純平均額になり、699.83円であります。これは、左側に427という数字がありますけれども、これが最低工賃額の単純合計になりますので、その1.64倍となります。

これについては、家内労働者からの調査からもほぼ同様の結果が出ております。資料の60ページをごらんください。

これは家内労働者からの回答ですが、工賃単価が最低工賃額を下回っているのは全体の6.2パーセント、工賃単価が最低工賃額以上、1.1倍未満であるものについては4.6パーセントでした。逆に、工賃単価が最低工賃額の1.4倍以上であったのは67.7パーセント、2倍以上であったのは41.5パーセントありました。また、全ての工程、規格ごとの単純平均額は689.97円であり、最低工賃額の1.62倍になります。

このように、委託者からの調査、家内労働者からの調査のいずれによっても、最低工賃額の近辺の単価で設定されている委託契約はごくわずかしくなく、逆に最低工賃額を大幅に上回る委託契約が多くを占めておりましたし、平均の工賃額は最低工賃の1.6倍程度でありました。

次に、資料の43ページをごらんください。これは、全国の同種の最低工賃の改正状況について取りまとめたものです。

平成26年4月1日時点で、婦人既製洋服製造業が含まれる最低工賃が設定されていたのは29局ございましたが、その29局の平成26年度から28年度までの実績を見ますと、改正が10局、諮問見送りが18局、廃止が1局となっております、約3分の2の局で諮問見送りとなっております。

これを地域別に見てみますと、関東地方では6局で設定されていますが、その全てで諮問見送りとなっております。逆に東北地方では6局で設定されていますが、そのうちの5局で改正されています。改正されたのが全国で10局ですから、その半数を東北地方が占めていることとなります。この要因といたしましては、従来製造部門は人件費の高い首都圏から、比較的的人件費の低い東北地方に移転してきた経緯があり、現在でも東北地方は比較的家内労働者が多く存在するためではないかと考えております。

平成29年度から30年度までの見通しについては、この2年間で改正または廃止予定とされているのは23局ございます。そのうち、改正予定が

20局、廃止予定が3局となっており、26年度から28年度までに廃止された1局を加えますと、29局中で4局が廃止の動きが見られるところであります。この4局の廃止の理由につきましては、家内労働者数が100人未満に減少しているか、減少した家内労働者数が将来も増加する見通しがいいのかのいずれかとなっております。

このように、廃止の動きを示す局が増加しているところでありますが、一方改正予定も20局存在しております。しかし、この20局につきましては、今後審議を行い、「改正」「廃止」「諮問見送り」のいずれかの結論を得るものとなっております。これまでの状況から、「改正」の予定であっても全てで改正がなされるわけではなく、むしろ少なからず「諮問見送り」になる場合が生じるものと思われまます。

次に、最低工賃改正の申し出についてです。現時点で関係委託者、関係家内労働者から最低工賃改正の申し出は行われておりません。

次に、最低賃金と最低工賃との均衡について申し上げます。

資料の53ページをごらんください。これは、委託者からの回答の部分ですが、先ほどご説明した52ページの表に「1時間当たりの予測出来高」の欄を付け加えたものになります。そのうち、一番下の欄の「1時間当たりの工賃額の平均額」の欄にあるのが、全ての工程、規格について平均したものでございまして、表の一番右下になりますけれども、369.61円となります。

次に、資料の61、62ページをごらんください。これは家内労働者からの回答ですが、表の構成は先ほどご説明した委託者からの回答と同じものであります。全ての工程、規格について平均したものは、62ページの一番下の欄の「1時間当たりの工賃額の平均額」の欄にある187.71円となります。

次に、資料の58ページをごらんください。これは家内労働者からの回答ですが、平成29年8月の1か月間の作業日数、作業時間、工賃収入をまとめたものです。

回答の平均ですが、作業日数については18.4日、平均的な作業時間については4.8時間、工賃収入については45,309円となります。

この工賃収入を作業日数と作業時間数で割ると、1時間当たりの工賃額

が算出され 504.9 円となります。

このように、家内労働者の作業時間 1 時間当たりの工賃額については 3 種類の数字がありますが、現在の東京都最低賃金額は時間額 958 円でありますので、そのいずれの数値をとっても、東京都最低賃金との間で乖離が生じていると言えます。

一方、家内労働法第 13 条第 1 項では、最低工賃は「当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮」して定めることとされています。ここで、婦人既製洋服製造業の最低工賃が適用されるのは、あくまでも手作業によるものでありますが、婦人既製洋服製造業では機械化が進行しているため、多くの労働者の作業は機械作業となっており、家内労働者と労働者との間で作業態様が異なってきているため、均衡を図るとされておりますが、双方の作業内容が「同一又は類似の業務」であるかどうかの判断は難しい状況になっていることは確かであろうかと思われます。

以上の説明につきまして、概括的に申し上げますと、大きく分けて次の 3 点になろうかと思えます。

一つ目は、適用家内労働者数が最低工賃の廃止基準である 100 人に迫るまで減少しており、今後の増加も見込めないこと。

二つ目は、全国の同種最低工賃について、その約 3 分の 2 で改正されておらず、廃止される最低工賃も出てきていること。

三つ目は、関係委託者、関係家内労働者から最低工賃改正の申し出が行われていないこと。

これ以外にも、婦人既製洋服製造業を取り巻く経済情勢が厳しいこともありますし、また、先ほど申し上げたとおり、現在の契約工賃単価が多額の場合、最低工賃額よりはるかに高く設定されておりますので、仮に最低工賃額を改正するとした場合には、大幅に引き上げなければ現実の工賃単価に影響を与えることにはつながりません。

また、大幅な引き上げは最低工賃近辺に張り付いている工賃単価で委託を受けている家内労働者について、その契約の打ち切りにつながる可能性もあり、最低工賃の引き上げが逆に家内労働者の労働条件の低下を招くこ

とになることも十分に予想されるところであります。

また、最低工賃を大幅に引き上げることによる委託者側の影響も大きなものがあります。

これらを総合的に見ていきますと、大変じくじたる思いはありますけれども、事務局といたしましては、本年度の最低工賃の改正につきましては見送ることが相当ではないかと判断をしたところでございます。

以上を踏まえまして、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

梶原部会長

ありがとうございました。それぞれのご意見をこの後に伺いますけれど、ただいまの事務局の説明内容について、まずご不明な点についてご質問が
おありでしたらお願いいたします。

ご説明内容についてのご不明な点はないということでしょうか。

それでは次に、それぞれの側からのご意見をお伺いいたします。

まず、家内労働者側委員からご意見をお願いいたします。

石川委員

よろしいでしょうか。今、説明は理解をさせていただいたつもりです。

今の状況、改正が見送られている全国の状況も含めて1点引っかかるのが、多くの東京における工賃単価が、最低工賃額の1.6倍ほどになっている、それが改正を見送る理由になっていることになりまして、今後、今の現状からすると、ますます最低工賃と現実的な工賃の乖離が生じるということになりますと、今回の見送りにとどまらず、今後、婦人服の工賃をどうするかということに関わってくるのではないかなと思います。

一方、働く側からすれば、家内労働法に基づく安全、これは先ほどご説明いただいたとおり安全管理も含めて、安全衛生の問題も含めて、法律で定められてることによる安心ということも非常に重要だというふうに思っているところであります。

従って、1.6倍だから変えなくてもいいというのは、理由に即さないのではないかと。経済状況に応じて工賃単価が最低工賃額の1.1倍未満の契約をしている家内労働者が職を失うという見解もございましたけども、その一方で、今の全体の景況感で言えば最低賃金も毎年上がっている状況の中で、

工賃単価が最低工賃額の1.1倍という法律にぎりぎりで働いてる方々、工賃でやってる方々の生活向上ということ、本来であればこの法律でカバーしなきゃならないものが、そこが見送られるということに対する認識としては違うのではないかということは意見として言わせていただきたいと思っています。

佐藤委員

今、石川さんのほうも触れましたけども、現行の最低工賃よりも実際の工賃単価の方がはるかに高いと。だから、大幅な引き上げが必要になって、そうすると打ち切り、ひいては家内労働者の労働条件の低下につながるというのは、これは本末転倒の議論だと思いますので、まずもってこれは理由にはならないというふうに思いますね。

そもそも言えば、冒頭、部長さんのほうからのご挨拶にもありましたけども、本件のこの婦人既製洋服の場合は平成21年4月が前回改正ということですので、現在で9年間改正をされてきていないと。今後、現状のまま、いわゆる家内労働者の最低工賃が3年サイクルということであれば、今回見送りということになれば、12年間、この対象家内労働者の下支えとしての最低工賃がそのまま推移すると。いわば異常事態だというふうに私は思います。少なくとも最低賃金の場合は、毎年改定はされてきています。本来、家内労働者の最低工賃も毎年改定すべきだというふうに思いますけども、これは物理的な問題を含めて、全体的には少なくとも3年サイクルでということでの全国的な計画がされてきている中での措置でありますので、9年間、あるいは今回の見送りということになれば12年間、これがまた放置されてくるということは避けるべきではないかなというふうに思います。

そもそも、資料29ページの本省の雇児局の通達にあるように、本来原則としては、改正の実現を目標とするというのが大前提です。この通達は。この通達の背景にあるのは、本省の家内労働部会でも議論をされて、今、108、9ですか、設定されている家内労働者の最低工賃が減少してきてるわけですけども、その6割、7割が改正見送りという状況になってきているということで、これは問題だということで、原則として改正を実現するというのは雇児局長のこの通達の本来の目的であります。万が一、見送りを

する場合には、きちっと対応をしろというのが、今回12次の最低工賃の計画に当たっての本省通達だというふうに、私は理解をしています。

見送りする場合の条件としては、「業種における景況と受注量の減少のため困難等」と、こうなってるわけですけども、先ほど来の指導官のご説明では、ここに相当する理由ではないというふうに思います。繰り返す言えば、12年間放置をするということではなくて、今、100名ぐらいという形になってきている、あるいは今後見送り、増加が見込めないという状況が想定されるのであれば、この際、きちっと諮問をするということが筋ではないかなというふうに思います。

やはり、この家内労働部会で性急に見送りという結論を出すのではなくて、少なくとも諮問をしてみて、結果として最低工賃専門部会が招集をされて、そこでさまざまな議論のもとに、結果として見送りになるかもしれません。しかし、やはり我々としては、少なくともここで性急に見送りという判断をするのではなくて、まず諮問をします。その上でやっぱり、最低工賃の専門部会にその結論の審議をしていただくというのが筋ではないかなというのが、局側、事務局としての説明を聞いての感じであります。

重ねて申し上げますと、理由が主要には三つ上げられましたけども、1番についての家内労働者数の減少傾向の問題については、今、申し上げたとおりでありますし、どうしても3分の2が改正されてないからということ、やはり先ほどの雇児局長の通達の背景からの問題から言って、この状況を変えようというのは本省局長の通達の趣旨だというふうに理解をしていますので、これも理由にならないでありますし、三つ目の労使から、関係者から申出がないというのは、これは東京労働局の場合には、革靴製造業以外は従来から申出があった事例は1度もないというふうに、私は承知をしておりますので、これも理由にならないというふうに思いますので、あわせてその点を申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

梶原部会長

ありがとうございました。

続きまして、委託者側委員からご意見をお願いいたします。

石井委員

それでは私のほうから、部会長から指示がございましたので、皮切りと

して、私のほうから意見を申し上げたいと思います。足りないところは、あとお二人委員がおりますので、補充していただけたらと思います。

まず、家内労働者代表委員2人からご意見が出たわけですが、家内労働法の目的とか趣旨からすれば、もっともと理解できる部分もあるなという受けとめ方を私はしております。ただし、業界を取り巻く現状はどのようなかという前提については、無視できないんじゃないかというふうに感じております。

前提となる背景事情ですが、事務局のほうから平成29年度の東京都婦人既製洋服製造業に係る家内労働実態調査結果の概要について、詳細の説明があったわけでございます。

また、局としても関係の業界団体、あるいは委託者から個別に事情聴取をされたということも聞いているところでございます。この委託者を通じまして家内労働者にも調査が行われて、その分析の結果も概況の中で説明を受けたわけでございます。

3年周期で見直しをするということでございますけれども、今年が29年度ということなので、前回は26、その前は平成23年度ということで、年月の経過とともに、委託者あるいは家内労働者双方の状況が相当変わってきているだろうと思いますし、いろんな制約があったとは思いますが、その中でもかなりのレベルで現状について把握がなされているんじゃないかというふうに説明を伺って感じております。

また、資料にはございませんでしたが、いろんな経済指標とか国内の生産動向とか、輸入製品に圧倒されております国内市場の現状等、そういったものから総合的に判断した結果、また、工賃単価が現状の最低工賃を相当程度上回っているというふうな状況があるとか、あるいはその最低工賃に近い、近接した家内労働者の安定的な仕事の発注に支障が生じることになるのではないとか、ある程度最低工賃を改正しても、仕事が必要ならばその改正の効果というのは受けられないわけですので、その辺を総合的に判断した結果、局として諮問を見送らざるを得ないという説明を指導官のほうからいただいたわけでございます。

私どもの傘下にも、関係の業界団体が幾つかありまして、実態を聞いて

おりますけれども、この業界というのは圧倒的に小零細事業者が多くて、また交渉力の乏しい事業者が大半を占めているというふうに聞いております。

取引先の海外シフト等によって、仕事そのものは喪失状況になってるとか、安価な輸入品との競合で右肩下がりの苦境に立たされ続けているというようなことも聞いております。こういった厳しい環境の中にあっても、最低工賃以上の工賃確保に努めている委託者も相当程度いるということだろうと思います。

家内労働者にも最低工賃というセーフティーネットと申しますが、最低の保証ラインがありますけれども、委託者につきましては発注者から一方的に工賃を設定されて、適正な工賃が保証されていない中で取引をなされているという状況がございますし、経営者の高齢化とか、そもそも地価とか税制の面とか、かなりの経営コストが上がる都内で、そういった経営基盤で事業をしているという中で、これからもその仕事を継続していけるかどうか、かなり困難な状況が生じているのではないかと申すように思っております。

発注者からすれば適正工賃をいかに確保するか、これは委託者にとって一丁目一番地の課題だと思います。その前提を変えての最低工賃の引き上げというのは、委託者にとっては死活問題ではないかというふうに危惧するところもございます。

実態調査の中で委託者側の意見を幾つか紹介されてますけれども、この委託者にとっては厳しい経営環境の中で、家内労働者への配慮がくみ取れるのではないかと申すように思っております。それから、現時点ですけれども、委託者、家内労働者、双方から改正要望が局に出ているという説明もございました。従って、こういう状況を勘案いたしますと、諮問見送りという局の話の話を聞きましたけれども、やむを得ない妥当な判断ではないかというのが私の意見でございます。

以上です。

梶原部会長

ほかにご意見、いかがでしょうか。公益の先生方、何かございましたら。よろしいですか。

それではありがとうございました。ほかにご意見がある方がいらっしゃらないということであれば、進めさせていただきたいと思います。

賃金課長

事務局から1点だけあります。

委託者側と家内労働者側代表委員からお話がありました点について、ご説明申し上げます。一つは、現在の家内労働者数は100人程度というふうになっておりますが、今後増加せず減少傾向というふうを考えてるところでございますけども、100人を切ったから即最低工賃廃止というふうなことは当然なく、公労使で話し合いいただきながら、状況を見ながら推移を見た上で方針を決めることとなりますので、仮に3年後、家内労働者数が100人を切って少なくなっていたら直ちに廃止の問題になるのかということについては、この場では何とも言えないお話ですという点が一つと。

もう1点。結果として、ここで改正見送りになりますと、12年間見送りになるのではないかというお話もありましたが、結果としてこの9年間見送りではありましたが、毎回毎回の審議の中での見送りというふうな形できましたので、9年間通して見送りなんだよということではなく、毎回の真剣なご審議の中での結果でございますので、その点お含みいただければなと思うところであります。

以上です。

佐藤委員

部会長、よろしいですか。

重ねて申し上げるようで大変申しわけないんですけども、やはり先ほども指摘をしました29ページに掲載をされている雇児局長の本省通達ですよ。ここの趣旨はきちっと、それぞれの地方局で理解するべき問題ではないかなというふうに思うんですね。この間、家内労働者の最低工賃の改正計画に当たって、このような本省通達が出されたのは初めてでありますよね。つまり、これは異例の通達ですよ。なぜ、これが出されたのか。これは、43ページ資料3(6)にあるように、多くが見送りになってきてると。全体の表で言えば3年間、あるいは第11次の部分も非常に多かったという、その反省を踏まえてこれが出されているということ。やはり今回は今までの改正の議論とは違う。課長が今、言われましたけども、今までの東京労働局で言えば、この家内労働部会で議論をして一定の結論を出し

てということですが、それまでの審議会なり家内労働部会での議論とは質が違う部分というのが、やはりこの第12次の計画から出されてきている。これが雇児局長の通達の趣旨だというふうに思うんですね。

見送りする場合は、実態調査をきちっとやって、今回の東京労働局は婦人既製洋服にかかわって、非常にこれまでにない丁寧な調査なり、あるいは聞き取り調査も含めてやられてきている、これは非常に敬意を表したいというふうに思いますけども、そのことをもってしても見送りをする場合は、理由としては業種における景況、受注量の減少により困難な場合だけですと。しかも、公労使三者の了解を得た上ですと。こういうふうに念を押してるんですね。極めてそういう点では、強い形での見送りの条件を付けているというふうに私は思っています。

だから、そういう点でいっても繰り返しになりますけども、さまざまな景況の問題というものはあるでしょう。ただ、日本の産業構造の中で、この婦人既製洋服が該当する繊維業界、お隣のゼンセン同盟の方の方が詳しいと思いますけども、最低賃金の場合は平成21年、東京の場合は791円です。現在は958円ですから、167円上がってるわけですね。ですから、最低賃金でいえば、繊維産業の業界の中でも最賃の該当の人というのは相当数いるわけですが、その部分で160円以上も上がってきているわけですから、その中で非常に国内の製造業が厳しい状況にあるということは重々承知をしていますけども、最賃は一方で、167円上がってきているという状況もあるわけですから。産業が厳しくなってるというのは一方である。石井委員がご指摘のとおりだというふうに、私も了解はするわけですが、やっぱりそのことも含めて、少なくともこの部会で見送りという判断を性急にするのではなくて、とりあえずさまざまな状況を考慮しながら専門部会をきちっと招集をして、そこでの議論を待って、そこでさらに上げた場合の婦人既製洋服の最低工賃がどのくらい引き上げた場合に影響が出るか。要するに最賃の場合はよくやりますよね。そういうことで、この影響がどのくらいになるかということも含めて議論をしていただいて、引き上げが必要か、あるいは諮問をした結果、議論した結果、専門部会で最低工賃として議論をした結果、やむを得ず今回も見送りしましょうという結論を出し

たってそれは構わないわけなので、私はきちっと関係者による議論の中で、業界の動向や最低工賃を引き上げた場合での家内労働者の動向を含めて、議論をする場というのはきちっと保証するべきではないかなということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

梶原部会長

ほかにご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。

石川委員

一つよろしいですか。

私もUAゼンセンという繊維産業を多く抱えている業種の労働組合の者としては、状況は十分理解してるつもりです。

当然ながら家内労働者は雇用の管理下にはないわけですから、その生産性を上げた状況の中での作業とは限らない。それは十分承知な上で、最低賃金としての950円を超えるものと、今回の調査ですと契約工賃が500円台という時間当たりのこの乖離。これはやはり、経営のコストとしては当然ながら仕事を委託する上での作業指示等も、それは厳しくなってもやむを得ないと思ってます。

ただ、余りにも今の東京の最賃と労働者にとっての効率の低さについては、余りにも大きな乖離がありすぎるなというのが実感であります。そこはやはり経営者としてもコストを、当然ながら通常の直接雇用であればその950何円のコストを支払うわけですから、それも十分勘案をしていただいた上での判断を賜ればというふうに思ってます。

以上です。

梶原部会長

ほかにご意見、いかがでしょうか。

杉崎委員

よろしいでしょうか。

石井委員のご発言に賛同いたしまして、東京労働局さんからのいろいろご説明があったことについても、賛同する立場でございます。

この婦人服については、先ほど来、お話が出てございますが、産業構造自体変化しておりますし、大きなところで非常に海外に生産が移っているという状況が大きなところでございます。

あと、今回見送りが妥当だと思ってる背景として、100人未満というところ、かつ今後増加が見込まれないという点も明らかであると思えます。

そして、先ほど500円台だと、地域最賃の958円の乖離の部分について説

明もございましたとおり、機械でやる作業、あと手作業の違いなども考慮すべきだと思いますので、先ほど来、石井委員また労働局の事務局からの説明のとおり、見送りで適当というふうに考えてます。

石川委員　　よろしいですか。

その作業場の機械化と手作業との違いで、単価が変わるといふところの説明を、もしわかればご説明いただきたいんですけど。それが理由になるというのは、機械化が進むと賃金が高いということですか。手作業だと賃金が安いという、そういう見解ですか。

賃金課長　　整理しますと、家内労働法の中で最低工賃を設定する際に、最低賃金との均衡を図るといふのがあります。その前提条件として、同一地域内におけるところの作業内容が同一、もしくは類似といふのがありまして、それをもって最低賃金と最低工賃の均衡といふふうになっております。今、機械化の話と手作業の話が出ましたけども、類似の作業に従事する労働者と家内労働者、この場合には作業内容が類似ですから、最低賃金が設定されてる労働者の最低賃金と最低工賃と均衡を図りなさいといふふうな話になっています。しかし、機械による作業を行う労働者と手作業を主に行う家内労働者、この作業が類似かどうかという点について、出発点は多分類似だったと思うんですけども、どんどん産業構造が変化していく中で、実際の作業の状況が類似かどうかという点について変わってきてる部分があるとすると、最低賃金を勘案して均衡を図るといふところについての前提条件としての類似の作業かどうかという点については、判断が難しくなってきたといふところがあるろうと、思うところです。

石川委員　　東京労働局が定めた 958 円といふのは、縫製業にかかわらず、全ての業種、作業に基づく雇用契約を結んだ賃金として、時間当たり 958 円を支払うという法律ですよね。そこに作業という観点、機械だとか手作業だとか、いわゆるサービス業だ、製造業だといふくくりはなく定めてるわけですよね。それが、いわゆる縫製業という特定最賃のものがあるんであれば、またそことの比較になるんでしょうけども、そこと今回の機械化云々といふのには、理由には当たらないと思う。

労働基準部長　　別に何も異論があるわけじゃないのですが、多分その最低工賃を設定す

るときには手縫い作業が中心で、その単価で決められてたものが、機械化をやることによって作業スピードがすごく速くなってるものが現実にはあって、そういう場合には使用者側としては工賃単価を下げるというのが現実にあるのかもしれないなというところはあるかなと思うのですが。

石川委員　　いわゆる経営者の方々は、その作業効率が悪い、生産性が低いにかかわらず、仕事を与えてあげてるわけではないですよ。職人、手で実際に手縫いするだとか、ボタンをきちっと付けるということも価値を見出してるわけですよ。

労働基準部長　　2時間かかる作業に、2時間人手をかけなきゃいけないものに関して、それにペイするという観点はあるのだろうというふうに思いますが、それが10分でできることになれば、そこはその単価をどう変えていくのかという問題はあるかと思えます。労働者側の都合ということで機械化して生産性を上げたということではなくて、委託者側がそういう機械の貸与も含めてやってるようなところが現実にあるわけで。だからそこら辺は一概に、過去幾らだったから、作業が速くなったからって同じ単価でという話じゃないのかなというふうに思うのですが。

石川委員　　私はですから、それを理由にするのは逆におかしいというふうに申し上げているわけで、それは多分根拠にはならないと思うんですよ。機械化が進んでる、一方は進んでない。だから、改定に当たらないんだという。最賃との均衡を図らなくていいんだという言い分ですよ。

私が申し上げてるのは、それを理由にするのがおかしい。その観点だけで申し上げて、もちろん最賃を下回るということに対する異論はあります。ただ、今回の見送りの中に、いわゆる最賃との均衡を、そのことの理由で、機械化云々の理由で、均衡を図らなくていいんだという理由が理解できないんです。私が申し上げてるのは。

石井委員　　よろしいですか。

私は家内労働法と最低賃金の均衡云々というのは、家内労働法に明定されていますから、それはそれでいいと思うんですけど、ただ、家内労働法の中で均衡の判断基準といいますか、枠組みまでは、法律の中では全然うたわれてないわけですね。まず、最低工賃は手作業、最低賃金は機械化さ

れてるとか、生産性が違うとか、そういうものは一例であって最低工賃と最低賃金には同じように見られないといいますか、同視できない要素も実はほかにもっとあるというふうに思っております。

それで、そもそもは決定のプロセスが違いますよね。最低賃金の場合は中央最低賃金審議会から目安が各都道府県の地方最低賃金審議会に示されて、それを参考にして地域の実情に応じてプラスされるのか、あるいは目安、過去にはマイナスもあったというふうに聞いてますけれども、それが最低賃金の場合は時間で今、決められています。最低工賃の場合は工程ごとに工賃単価が決められてるわけですよね。その最低工賃の適用を受ける家内労働者も非常に能率の高いほうとか、ある程度平均的な人とか、あるいはそれぞれの属性でそんなに頑張らなくてもいいとか、いろんな方がいるので、ある意味単純に最賃が958円だから最低工賃がこうであるべきという議論は、ちょっと経済合理性からちょっと離れた議論になっちゃうんじゃないかなと思います。

石川委員 第13条に書かれている最低賃金に基づいて均衡を保つということが書かれていますよね。それは、家内労働法に定められた法の趣旨ではないんですか。私たちと理解が違うと思うんですけど。第13条にそういうことが、最低賃金と均衡ということが出てきますよね。考慮して決めるという。

労働基準部長 おっしゃるとおり、必ずしもイコールでなければいけないということではないんだろうというふうには思ってますが、最近では家庭で仕事をする人もありますけど……。

石川委員 私の論点とずれてるんで。済みません、いいですか。

労働基準部長 逆に言うと、均衡は時間踏まえて、それで実際に審議するときには、大体何時間ぐらいかかるから、何時間ぐらいが相当だねということで単価を決めていくというのが、実際そういうプロセスがあるわけで、そこはおっしゃるとおりだと思います。最低賃金が上がれば最低工賃も上がるという考えも一つあるのだろうというふうに思いますけど。

石川委員 私が意見で申し上げてるのは、今回の見送るその中で、今、機械化云々と……。

労働基準部長 機械化に関して申し上げますと、私ども。

石川委員 最後まで聞いていただけますか。そういう論法で、そういうことを均衡を図る状況じゃなくてもいいというお話をされたので。

一方で、それをあえてその理由とされたのは、第13条に基づくこの法律、条文をもとに提案されてるわけですよ。均衡と大きく乖離するから、今。数字がずれてるから、それをご説明申し上げたわけですよ。その理由として、機械化云々ということが理解できないと申し上げてるだけですから。

労働基準部長 ですから、ちょっと私どもも済みません。理解が不足してるのかもしれませんが、説明が不適切だったら謝罪申し上げますけれど、まず機械化によって一つの仕事が速くなるというのは、逆に言えばそれだけ最賃との均衡で言えば、金額は、時間が短くなるわけですから、最賃、単価としても落ちるということに逆になるのかなというふうに思うのですが。だから、比較が単純にできなくなるんじゃないかなというふうに思うのですが、従来、本来均衡を決めてれば、2時間かかる作業で10個できるんだから、2時間分の最賃を10分の1にしたものが単価として基本の数字になるんだらうと思うんですが、それが100個できるようになれば、その2時間分の100分の1、最賃は上がってますけど、そここの比較をしていくという話に次はなるのではないかなというところで、機械化等によって単純に今までのものとの整合性が取れなくなるものはあるよねということの観点で申し上げたつもりなのですが、ちょっと理解力がなくて申しわけないですが。

石川委員 ちょっといいですか。最低賃金というのは、そのことを考慮した法律ですか。

労働基準部長 最低賃金ですか。

石川委員 最低賃金958円を定めるためには、そこに生産量云々というのが……。

労働基準部長 生計費ですよ。1日8時間の前提で。

石川委員 ですよ。そこを最低で定めたものが、今、おっしゃられたような視点での法律ではないですよ。それが、先ほど私が申し上げたとおり、いわゆる経営者の方が委託をする場合に、作業効率としてこういう作業をしてほしいというオファーが来るのは、働く側にとっても当然だと思ってます。そのことは全く否定してません。生産性向上を、いわゆる作業として上げ

るんだということについては理解してます。働く側もただ単純に時間で請け負うというものではない。効率よくやるものだということで理解をしますが、その結果、今の状態の中で400円以上の乖離があるということについて、余りにも単価が。もし、それを上げた結果、経営側として生産性を上げなきゃならないのであれば、働く者としてはより作業をいい仕上げで、かつ数を上げるということについては努力すると思うんですよね。

労働基準部長　だから、多分その前提が、私の勘違いかもしれませんが、今、この複数の家内労働者というものの実態が、多分きつと、機械とかマシンとかの場合にはマシンを貸与してやってもらうとか、そういうパターンなのかなというふうに思っていて、個人の立場で生産性を上げるためにやられる方もいらっしゃると思うのですが、ちょっとそんなような印象でお話申し上げたというのは事実で、企業と企業との関係で言えばおっしゃるとおりなのかもしれません。そこで、下請の単価だから下げていいのかという議論と違うわけですから。

佐藤委員　よろしいですか。機械化云々というのは、最初の実態のところを概況のところでありましたけども、この婦人既製洋服の場合は若干のマシンを使うだけです。ですから、要するに家内労働者の最低工賃というのは規格、工程ごとに定めるものですから、大規模な機械化、近代化というようなことはもともと想定してないんですよ。これは私の当該の革靴のところでも、工場内では機械は一定に導入されてますけども、家内労働者のところでは機械化という前提では最低工賃は議論してないわけですよ。だから、そこでの機械化云々というのは、議論はもともとの最低賃金との問題からいくとそれはおかしいですし、それは言われたとおりだというふうに思いますし、そこに家内労働者の最低工賃のところには機械化という概念を持ち込むこと、機械化が促進をされるという概念を持ち込むこと自体がそぐわないんだというふうに思いますよ。

ただ、最低賃金との均衡というのは法律上のことですから、均衡考慮ですからね。均衡しなきゃいけないとかいうふうには定めていませんから、均衡考慮の「考慮」の部分はどこまで考慮されるのかという濃淡は当然出てくるというのは、私どもは承知をしているわけですけども、ただその最

賃との考慮というのは、ある意味、家内労働者の最低工賃の場合には大きな縛りだというふうには思っていますし。

またまた帰るんですけども29ページに記載をしている雇児局長の通達のところでも、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即しての最低工賃額の8時間換算額を算出した上で、最低賃金額やその上昇率との比較を行えというのが、雇児局長の(2)の実態調査なんですよ。このことをきちっとやりなさいよというのが第12次の計画上で縛ってるわけです。だから、今までの11次までの計画のところでは、こんなことはやってないんです。だから、先ほど指導官が言われたところではご説明がありましたけれども、賃金のところで8時間で計算する、1時間当たりでの工賃額を出す。

最低工賃には標準能率というのがありわけですから、そこからも8時間やった場合の換算額というのは、算出すれば出るはずなんですよ。ですから、本来はこの雇児局長の通達どおりにやれば、そこでの計算もきちっとしてですね、やるということは本来ふさわしいんだろと私は思いますけれども。だから先ほど来、石川委員も言われてるような形のものというのは、ここの通達の(2)の問題も含めて必要な部分だというふうには私は理解していますし、そうあるべきではないかなというふうには思っています。

だから、ここのことでこういうことで言って、いわゆる上昇率との問題もちゃんと比較しなさいよというのを、雇児局長が言ってるわけですよ。そのことをもって先ほど指導官が言われた三つ以外のその他として、工賃単価が最低工賃よりもはるかに高くなってからいいんだということにはならないんですよ。この通達から言っても。だから、それは理由にならないんじゃないですかというのが、最初に私のほうから申し上げさせていただいたものだし、きちっとやっぱり最賃の上昇率の問題も考慮した実態調査のもとに議論してくださいよというのが、これまでの言われ方と全然違う。今までこれだけ、3分の2が改正について見送ってるんだからということも、その点でも理由にならない。この状態を回避しよう、打開したいというのが本省の思いだというふうには私は思いますよ。

労働基準部長 本省の通達の趣旨云々は、おっしゃる部分は当然あると思っているので、その前の部分についての説明とか説明ぶりが課題であるということのご

指摘については理解させていただきます。

だから、逆に言えば、事務局としてはむしろ3番の話も踏まえてという話になるのかなというところも思うんですけど。その理由を幾つか上げた中の総合でご判断いただくということでご検討賜ればと思います。

梶原部会長

なかなかご議論は尽きないところも多々あるかと思いますが、公益側といたしましては、先ほどの事務局からの説明のとおり、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正諮問を見送ることにつきまして、ご了解いただきたい。もちろん皆様の先ほど来のご意見は、全文公開の議事録にきちんと掲載をしていただくということではございますので、見送りという結論についてはご了解をいただくということにしたいかと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員

部会長、よろしいですか。

私も長年、この部会の委員をやらせていただいて、見送りの問題についても是認してきた部分はあるんですけども、今回、やはりこれだけ見送りの年数が長くなってきているという状況の中で、やはり了解をするということはちょっと立場としてもできないというふうに思いますので、改めてそういう点では議事録含めて、きちっと明確にしていきたいなというふうに思います。

繰り返しになりますけども、こういう中央家内労働審議会時代からこの家内労働者の最低工賃についてあり方を議論していく中で、現在の本省の家内労働部会でもさんざん議論してきた中で、ようやくこの本省の雇児局長の通達が出されてきているこの背景を、やっぱりそれぞれの地方局が十分に理解をして審議をするべきだというふうに思いますし、その点ではこれまでの改正見送りのスタンスだけでは済まない問題というのは、私は存在するんだろうというふうに思いますので、改めて大変申しわけないんですけども、今回の婦人既製洋服の改正見送りについては、私としては了解するということはできませんので、そのことはご了承いただきたいというふうに思います。

梶原部会長

それでは、ほかの委員の方よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梶原部会長　　それでは、繰り返しになりますが、承りましたご意見は、全文公開の議事録に掲載していただくということを踏まえまして、事務局からのご説明のとおり、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正諮問を見送るということにつきまして、ご了解いただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

梶原部会長　　ありがとうございました。

それでは、議事4のその他でございますが、事務局から何かございますか。

賃金課長　　特にありません。

梶原部会長　　本日、予定しました議事は以上になりますが、ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

梶原部会長　　特にないということによろしいかと思しますので、本日の審議をこれで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。